「多角形断面線材用ダイス」事件
（知財高判令和７年２月２７日 令和６年（行ケ）第１００１３号[1]）

概要
（１）審決取消訴訟において、訂正の許否（新規事項の追加）が争点となった事例。
（２）裁判所は、本件訂正事項は、本件明細書の当初記載事項との関係で新たな技術的事項を導入するものであるから、本件訂正は認められないと判断した（特許庁審決を取消）。

対象特許（特許第６０３１６５４号[2]）
【請求項１】（令和５年１月３０日付の訂正請求において、下線部を明記）
略円筒形形状をもつ引抜加工用ダイスを保持し前記引抜加工用ダイスの前記略円筒形形状の中心軸を中心として前記引抜加工用ダイスを回転させるダイスホルダーと、
内部に収納された潤滑剤が材料線材に塗布された後前記引抜加工用ダイスに前記材料線材が引き込まれるボックスと、を含む引抜加工機であって、
前記引抜加工用ダイスのベアリング部の開口部は略多角形の断面形状を有し、
前記略多角形は、基礎となる多角形の少なくとも１の角を少なくとも半径０．８ｍｍの曲率の円弧でつないだものに置き換えたものであり、
前記開口部の断面形状は前記材料線材の引抜方向に沿って同じであることを特徴とする引抜加工機。

【図６】（従来のダイスの角部分）

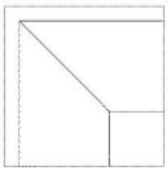

四角形（多角形）

【図１０】（本発明のダイスの角部分）

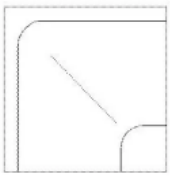

略四角形（略多角形）

【００５５】
一方、図７及び図１０は、本発明に関わる引抜加工用ダイス１０１のベアリング部１０１ｂを表す。本発明に関わるこのベアリング部１０１ｂの断面形状は、図６で表した「基礎となる多角形断面」の「角」にあたる部分を円弧、すなわち曲線、で結ぶように置き換えた点に特徴がある。具体的には、１辺が４ｍｍの四角形断面の棒材を作成する場合、引抜加工用ダイス１０１のベアリング部１０１ｂの開口部の一つの「角」を半径０．８ｍｍ程度の曲率の円弧（曲線）で結ぶ。
これにより、当該「角」に溜まっていた潤滑剤の塊が一カ所に固まりづらくなる。
【００５９】
これにより、潤滑剤がたまる「角」がなくなる。結果として、このダイス１０１では円断面のダイスと同じような潤滑剤の挙動になり、潤滑剤の塊ができにくくなる。

審決（令和６年１月９日付）の判断（下線は筆者による）
特許庁（審判合議体）は、次のとおり、本件訂正を認めると判断した。
･･･本件明細書等には、まず上記段落【００５５】に「引抜加工用ダイス１０１のベアリング部１０１ｂの開口部の一つの「角」を半径０．８ｍｍ程度の曲率の円弧（曲線）で結ぶ。」との記載がある。さらに、段落【００５９】に「これにより、潤滑剤がたまる「角」がな

1 https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=6327
2 https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2015-175256/962F23E8872631A7ADC3AABD9DCE1A9FF273DDE74FDEC6770B94F67FF5BF0699/10/ja

くなる。結果として、このダイス１０１では円断面のダイスと同じような潤滑剤の挙動になり、潤滑剤の塊ができにくくなる。」との記載があり、本件明細書等には、従来はその角が直角だったベアリング部の断面形状（段落【００５４】、図６等を参照。）を円断面に近づけることにより、角に潤滑剤の塊ができにくくなることが示唆されている。してみると、円弧の曲率半径が０．８ｍｍ程度の場合にのみ潤滑剤の塊ができにくくなるようなことはなく、むしろ、曲率半径が大きくなるほど「角」がなくなり潤滑剤の塊が溜まりづらくなることは明らかであるから、基礎となる多角形の少なくとも１の角を、円断面に近づけるように、曲率半径０．８ｍｍ以上の円弧、すなわち、少なくとも半径０．８ｍｍの曲率の円弧とすることは、本件明細書等に実質的に記載されていたといえる。

裁判所の判断（下線は筆者による）

裁判所（知財高裁）は、次のように、本件訂正を認めないと判断した。

･･･（本件訂正事項は、）断面形状である基礎となる多角形の形状やその１辺の長さ、円弧の中心の位置について何ら特定・限定していないところ、本件実施例は、引抜加工対象の棒材が四角形断面であり、作成される棒材の１辺が４ｍｍであることを前提とするものであって、本件明細書には、本件実施例以外の実施例は掲げられておらず、本件実施例の各数値の組合せの技術的意義又は本件発明における効果の発生機序・原理についての一般的な説明もない。したがって、本件明細書には、具体的な技術的事項として、「角」に置換される円弧につき、１辺の長さや円弧の中心の位置にかかわらず、最低曲率「半径０．８ｍｍ以上の円弧」であれば発明の効果が得られる構成が開示されていると認めることはできない。･･･本件明細書の当初記載事項との関係で、新たな技術的事項を導入するものといわざるを得ない。

まとめ

本件は、先の審決取消訴訟において、「『略多角形』は、『基礎となる多角形断面』と区別するのが困難」であるとして明確性要件違反を指摘されたことを受けて、「前記略多角形は、基礎となる多角形の少なくとも１の角を少なくとも半径０．８ｍｍの曲率の円弧でつないだものに置き換えたもの」であることを明記しようとしたものである。

しかしながら、その訂正は、具体的な一実施例の記載を根拠とするものであり、「引抜加工対象の棒材が四角形断面」、「作成される棒材の１辺が４ｍｍ」等、当該実施例の他の構成を規定せずに「少なくとも半径０．８ｍｍの曲率の円弧」の条件を明記しようとするものであった。知財高裁は、当該訂正は、本件明細書等の記載の範囲を超えると判断した。

「略」の文言は、「約」、「およそ」、「実質的に」、「本質的に」等とともに、「範囲を不確定とさせる表現」であるとされるが、これらの表現を含むことにより、直ちに明確性要件違反となるものではなく、明細書等の記載および技術常識も考慮して、発明として明確であるであるかという観点から、「実質的に」判断される。

発明の課題解決に直結するような構成においては、より具体的な特定方法を検討するか、仮に、出願時に「略」等の文言を用いる場合であっても、将来的な補正・訂正の根拠になり得る定義付けの記載を明細書に含めておくことが望ましい。限定要素としての数値範囲を明細書に記載する場合、その数値範囲単独による技術的意義を併せて明示しておくことが望ましい。

本件は、訂正の許否に関して、特許庁と裁判所とで判断が分かれたものであり、新規事項の追加の検討を行う上でも参考になる事例であると考え、ここで取り上げた。

キーワード　特許、訂正、新規事項の追加、機械・構造

［担当］深見特許事務所　高橋　智洋

［注記］
本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。